

函館市監査公表第23号

函館市教育委員会教育長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年8月17日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



函 教 保
平成29年8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会
教育長 辻 俊 行



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・		その他（行政監査）
監査等実施期間	平成28年 7 月15日～平成29年 3 月27日	講評日	平成29年 3 月30日
調査対象事項名	審議会等の運営状況について		
指摘事項, 意見・要望事項			
1 附属機関・その他の会議における会議録の作成等について 会議録を作成していないものについては個人情報 を扱っているためという理由であったが、一部には会議録の作成が可能なものもあり、会議の公開・非公開にかかわらず、作成可能なものについては会議録を作成すべきと考える。			
措置内容, 対応・考え方等			
1 附属機関・その他の会議における会議録の作成等について 会議録については、業務の円滑な遂行に資するため、今後は内部資料として作成することとする。 なお、対応が求められている函館市学校保健委員会は、症例や事例、学校名、児童名等プライバシーにかかる協議もなされることがあることから非公開会議とされており、会議録についても非公開とする。			